

## 10. 合併と事業譲渡

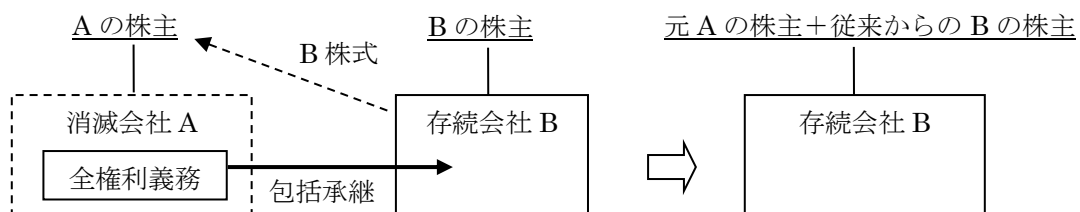
### 10-1. 合併の意義

#### (1) 組織再編と会社法

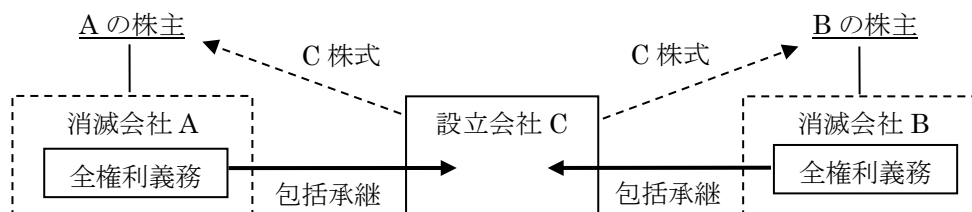
	承継型（事業等が既存の会社に承継される）	新設型（事業等が新たに設立される会社に移転される）
定義	吸収合併（会社 2⑳㉗） 吸収分割（会社 2㉙） 株式交換（会社 2㉚） 株式交付（会社 2㉛の 2）	新設合併（会社 2㉜） 新設分割（会社 2㉝） 株式移転（会社 2㉞）
契約・計画と効力	合併（吸収合併・新設合併）（会社 748～756）	
	会社分割（吸収分割・新設分割）（会社 757～766）	
	株式交換および株式移転（会社 767～774）	
	株式交付（会社 774 の 2～774 の 11）	—
手続（出す側）	吸収合併等（吸収合併・吸収分割・株式交換）（会社 782～793）	新設合併等（新設合併・新設分割・株式移転）（会社 803～813）
手続（受入れ側）	吸収合併等（会社 794～802） 株式交付（会社 816 の 2～816 の 10）	新設合併等（会社 814～816）

#### (2) 合併の意義

##### (a) 吸収合併（会社 2㉗）



##### (b) 新設合併（会社 2㉜）



(3)法的効果

①包括承継

②合併対価＝消滅会社株主に交付

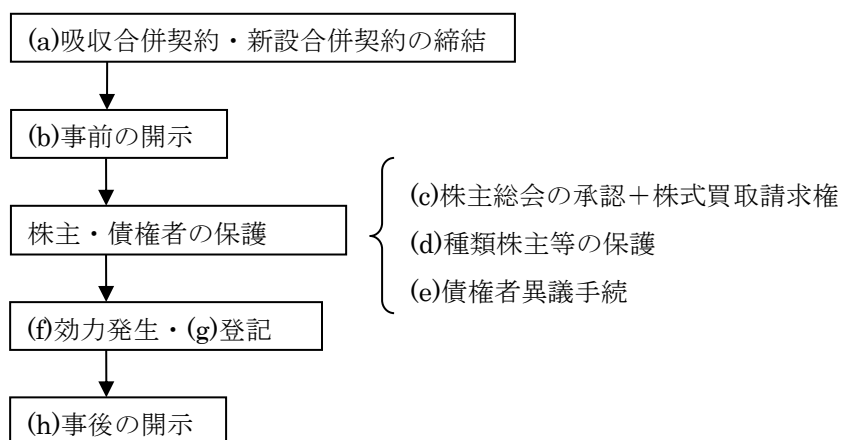
③消滅会社＝清算を経ず解散（会社 471④・475①）

(4)吸収合併の対価の種類（会社 749 I ②：「金銭等」）

交付金合併は可能？

10-2.合併の手続

(1)手続 [テキスト 9 章 3 節 2 ]



(a)吸収合併契約・新設合併契約の締結（会社 748・749・753。テキスト図表 9-13 も参照）

取締役会の承認（会社 362IV柱・416IV⑩参照）＋代表取締役が契約締結（会社 349）

(b)事前の開示（会社 782・794・803、会社則 182・191・204）

(c)株主総会の承認（会社 783 I・795 I・804 I・309 II ⑫）・株式買取請求権（会社 785・797・806。詳細は 11-3）

(d)種類株主等の保護（会社 322 I ⑦・324 II ⑥・783 III～VI・795 IV・804 III～V）

(e)債権者異議手続（会社 789・799・810。手続は資本金の額の減少と同様。6-3(2)(b)）

(f)効力発生——吸収合併（会社 750 I・749 I ⑥） ⇔ 新設合併（会社 49・754 I）

(g)登記（会社 921・922）

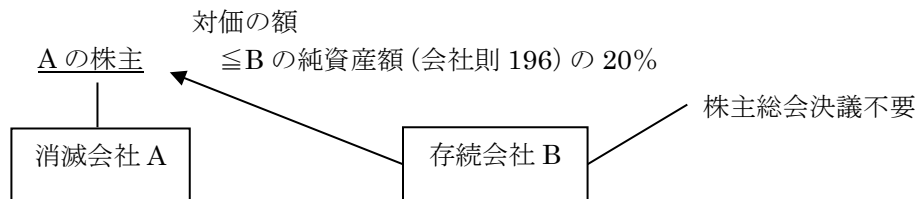
(h)事後の開示（会社 801・815、会社則 200・211・213）

(2)総会決議が不要な場合

**事例 10-a** 簡易合併・略式合併

R 株式会社は L 株式会社の株式・議決権の 95%を有している。R 会社・L 会社の間で R 会社を存続会社とする吸収合併が行われることになった。R 会社が L 会社株主に交付する合併対価の額は、R 会社の純資産額の 10%である。この吸収合併について、R 会社・L 会社の株主総会の承認は必要か。

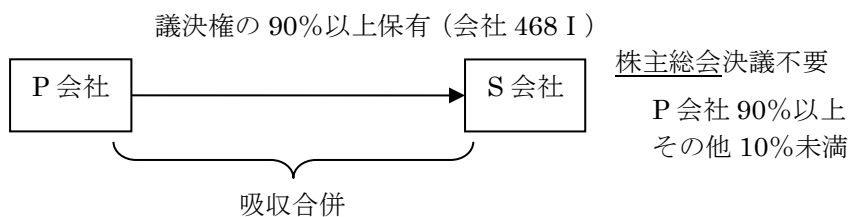
(a)簡易合併（会社 796Ⅱ、会社則 196）



総会の承認が不要な理由

簡易合併への反対権（会社 796Ⅲ、会社則 197）

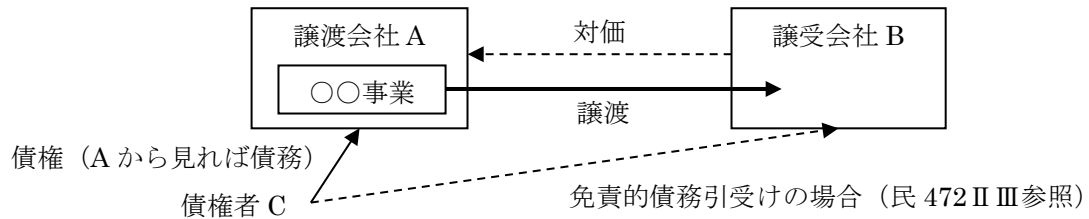
(b)略式合併（会社 784Ⅰ・796Ⅰ）



総会の承認が不要な理由

10-3.事業譲渡

(1)意義



(2)法的効果

①事業の承継

②対価＝譲渡会社に交付

③事業全部を譲渡しても譲渡会社は当然には解散せず

(3)手続 [テキスト 9 章 4 節 2～4 ]

[1]事業の全部の譲渡 (会社 467 I ①)	[2]事業の重要な一部の譲渡 (会社 467 I ②)	[3]他の会社の事業の全部の譲受け (会社 467 I ③)
譲渡会社で特別決議 (会社 309 II ⑩)		譲受会社で特別決議 (会社 309 II ⑩)
—	例外：譲渡資産 ≤ 譲渡会社の 総資産額の 20% (会社 467 I ②括弧)	例外：簡易合併と同様のルール (会社 468 II III、会社則 137)
[1]～[3]に共通の例外：略式手続 (会社 468 I)		

総会決議が必要な場合→株式買取請求権 (会社 469)

(4)事業譲渡の意義

**事例 10-b** 決議が必要な事業譲渡

A 株式会社は、ガラス製造・販売部門と陶磁器製造・販売部門を有している。A 会社は、このうち、ガラス製造・販売部門を B 会社に譲り渡すことにした。A 会社はガラスの製造施設一式を B 会社に移転させるが、ガラスの原材料の仕入先や製品の販売先自体は B 会社が今後独自に開拓する予定である。

**最大判昭 40・9・22 民集 19-6-1600**

「商法二四五条一項一号[会社 467 I ①②]によって特別決議を経ることを必要とする営業[事業。以下いちいち記さない]の譲渡とは、同法二四条以下[会社 21 以下]にいう営業の譲渡と同一意義であって、営業そのものの全部または重要な一部を譲渡すること、詳言すれば、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に同法二五条[会社 21]に定める競業避止義務を負う結果を伴うものをいうものと解するのが相当である。」

①会社 467 I ①②の事業譲渡=会社 21 以下の事業譲渡（「商法総則・商行為法 I」）

②一定の事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の譲渡  
（得意先関係等を含む）

(5)子会社の株式の譲渡（会社 467 I ②の 2）

